

飯塚市職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月31日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市規則第26号

飯塚市職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(飯塚市職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 飯塚市職員の給与に関する条例施行規則(平成18年飯塚市規則第42号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第5条 (略)</p> <p>2 任命権者が前項の認定をするに当たっては、次に掲げる条件を満たす者をもって扶養親族とするようにしなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の恒常的収入の合計額が年額130万円未満(満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円未満)であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第12条 宿日直勤務を命ぜられた職員に対して支給する宿日直手当の額は、その勤務(午前10時から翌日の午前5時までの勤務をいう。)1回につき<u>4,700円</u>とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき<u>2,350円</u>とする。</p>	<p>第5条 (略)</p> <p>2 任命権者が前項の認定をするに当たっては、次に掲げる条件を満たす者をもって扶養親族とするようにしなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の恒常的収入の合計額が年額130万円未満であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第12条 宿日直勤務を命ぜられた職員に対して支給する宿日直手当の額は、その勤務(午前10時から翌日の午前5時までの勤務をいう。)1回につき<u>4,400円</u>とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき<u>2,200円</u>とする。</p>

(飯塚市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第2条 飯塚市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成18年飯塚市規則第44号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(経験年数による初任給の調整)</p> <p>第10条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許の資格(前条の規定の適用を受ける者)にあっては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得したとき以後の経験年数を有する者については、第8条の規定による号給(前条の規定を受けるもの)にあっては同条の規定による号給)に、経験年数の月数を12月で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とする。</p>	<p>(経験年数による初任給の調整)</p> <p>第10条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許の資格(前条の規定の適用を受ける者)にあっては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得したとき以後の経験年数を有する者については、第8条の規定による号給(前条の規定を受けるもの)にあっては同条の規定による号給)に、経験年数の月数を12月<u>(その者の経験年数のうち5年を超える経験年数(職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であって市長の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。))</u>の月数にあっては、<u>18月)</u>で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とする。</p>

(飯塚市職員の通勤手当支給規則の一部改正)

第3条 飯塚市職員の通勤手当支給規則(平成18年飯塚市規則第49号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(自動車等使用者の支給額)</u></p>	

第8条の2 給与条例第16条第2項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる自動車等の使用距離に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 片道5キロメートル未満 2,000円
- (2) 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 4,200円
- (3) 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,300円
- (4) 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 10,400円
- (5) 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 13,500円
- (6) 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 16,600円
- (7) 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 19,700円
- (8) 片道35キロメートル以上40キロメートル未満 22,800円
- (9) 片道40キロメートル以上45キロメートル未満 25,900円
- (10) 片道45キロメートル以上50キロメートル未満 29,100円
- (11) 片道50キロメートル以上55キロメートル未満 32,300円
- (12) 片道55キロメートル以上60キロメートル未満 35,500円
- (13) 片道60キロメートル以上65キロメートル未満 38,700円
- (14) 片道65キロメートル以上70キロメートル未満 42,200円
- (15) 片道70キロメートル以上75キロメートル未満 45,700円
- (16) 片道75キロメートル以上80キロメートル未満 49,200円
- (17) 片道80キロメートル以上85キロメートル未満 52,700円

(18) 片道85キロメートル以上90キロメートル未満 56,200円

(19) 片道90キロメートル以上95キロメートル未満 59,600円

(20) 片道95キロメートル以上100キロメートル未満 63,000円

(21) 片道100キロメートル以上 66,400円

(支給日等)

第10条 (略)

2・3 (略)

4 条例第16条第4項の規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1)・(2) (略)

(返納の事由及び額等)

第13条 条例第16条第5項の規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)～(4) (略)

2 交通機関等に係る通勤手当に係る条例第16条第5項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) (略)

(支給日等)

第10条 (略)

2・3 (略)

4 条例第16条第3項の規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1)・(2) (略)

(返納の事由及び額等)

第13条 条例第16条第4項の規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)～(4) (略)

2 交通機関等に係る通勤手当に係る条例第16条第4項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) (略)

3 条例第16条第5項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の支給義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第14条 条例第16条第6項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 条例第16条第4項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の支給義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第14条 条例第16条第5項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。